

別表1

2024.6.1現在

「 ケアハウス アゼリア(特定施設入居者生活介護) 」 料金表

社会福祉法人 香南会

(円)

要介護度	介護保険サービス利用料								
	日 額			日額合計 (31日分)	月 額	介護職員等 処遇改善 加算Ⅰ	月額合計 (1割負担)	月額合計 (2割負担)	月額合計 (3割負担)
	基本料	夜間看護 体制加算Ⅱ	サービス 提供体制 強化加算Ⅱ		協力医療 機関 連携加算				
要支援1	183		18	6,231	100	12.8%	7,141	14,283	21,424
要支援2	313		18	10,261	100	12.8%	11,687	23,374	35,062
要介護1	542	9	18	17,639	100	12.8%	20,010	40,019	60,029
要介護2	609	9	18	19,716	100	12.8%	22,352	44,705	67,057
要介護3	679	9	18	21,886	100	12.8%	24,800	49,600	74,401
要介護4	744	9	18	23,901	100	12.8%	27,073	54,146	81,219
要介護5	813	9	18	26,040	100	12.8%	29,486	58,972	88,458

- その他の加算
(1割負担の場合)
- ・退院・退所時連携加算(要介護のみ): 30円/日
 - ・口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ: 20円/回(利用開始時及び6月ごと)
 - ・退居時情報提供加算 250円/回
 - ・新興感染症等施設療養費 240円/月

※加算の説明

加 算	算 定 条 件
夜間看護体制加算Ⅱ	24時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う体制に対する加算 ※要介護のみ
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護福祉士60%以上配置に対する加算
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態スクリーニングを行った際の加算
協力医療機関連携加算	看護職員が利用者の健康状態を継続的に記録し、主治医等に対して月1回以上情報を提供した場合に算定 ※該当者のみ
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	処遇改善内容により、一月の総単位数に対して加算。
退院・退所時連携加算	医療提供施設を退院・退所して入居する場合に加算(入居から30日以内) ※要介護のみ
退居時情報提供加算	医療機関へ退居した際、生活支援上の留意点等の情報提供をした場合に加算
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に1月に1回、連続する5日を限度として算定

※介護サービス費は、介護保険法の改正や加算届の状況により、変更する場合があります。